

令和5年度秋田市営墓地（返還墓地）二次募集

平和公園11区画の使用者を次のとおり募集します。

- 1 申込みの資格（以下の要件をすべて満たす方）
申込みは1人1区画です（生前申込み、分骨、改葬などは対象となりません。）。
 - (1) 秋田市に住所または本籍がある方
 - (2) 秋田市に住所があり、独立した生計を営む方を保証人として届出できる方。ただし、3親等以内の親族の場合は、市外に住所がある方でも保証人になることができます。
 - (3) 現在、焼骨を自宅に保管し、または寺院等に一時保管しており、お墓のない方
- 2 募集期間
令和5年7月7日（金）から令和5年9月21日（木）まで
- 3 受付窓口
生活総務課（市役所1階）
- 4 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜および祝日を除く）
- 5 二次募集を行う区画

○平和公園(11区画)

【令和5年6月29日現在】

墓域	墓地番号	面積(m ²)	永代使用料	管理手数料
A	— 154 (規制芝生)	6	¥486,000	¥3,882
A	— 303 (規制芝生)	6	¥486,000	¥3,882
A	— 408 (規制芝生)	6	¥486,000	¥3,882
B	— 818 (規制芝生)	4.5	¥364,000	¥2,911
C	— 38 (園道)	6	¥486,000	¥3,882
C	— 2005 (自由)	4	¥324,000	¥2,588
H	— 4264 (規制一般)	4	¥324,000	¥2,588
K	— 7311 (規制一般)	4	¥324,000	¥2,588
L	— 8209 (規制一般)	4	¥324,000	¥2,588
M	— 9232 (規制一般)	4	¥324,000	¥2,588
M	— 9276 (規制一般)	4	¥324,000	¥2,588

6 申込み時の提出書類

(1) 墓地使用許可申請書

(2) 保証人届 (※2)

(3) 添付書類

ア 申請者の本籍が記載された住民票 (※1)

イ 死体 (胎) 埋葬・火葬許可証 (内容確認後、返却します。)

ウ 寺院等に焼骨を預けている方は、遺骨保管証明書

エ 申請者と被埋蔵者との関係がわかる戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) または戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) など

オ 保証人の本籍が記載された住民票 (※1)

※1 申請者および保証人になる方の本籍が記載された住民票は、概ね提出日前1か月以内に発行されたものを添付してください。

※2 保証人が市外に住所のある方の場合は、申請者と保証人との関係がわかる戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) または戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)などを添付してください。

7 募集区画の使用者の決定

申込みの順番で決定 (先着順)

8 永代使用料等の納入

受付時に永代使用料および管理手数料の納入通知書を交付します。

9 墓地使用許可証の交付

永代使用料および管理手数料の納入を確認後、速やかに墓地使用許可証を郵送します。

10 墓碑等 (墓石) の設置等

(1) 使用許可後、1年以内に墓碑等を設置していただきます。

(2) 墓碑等については、秋田市が定めた形態・規格 (11 墓碑等の形態・規格参照)としていただきます。

(3) 墓碑等以外の工作物 (卒塔婆立て、墓誌、植栽等)は設置できません。(平和公園 (自由墓地) C-38、C-2005は除く。)

(4) 墓碑等の設置や納骨を行う場合は、届出が必要です。

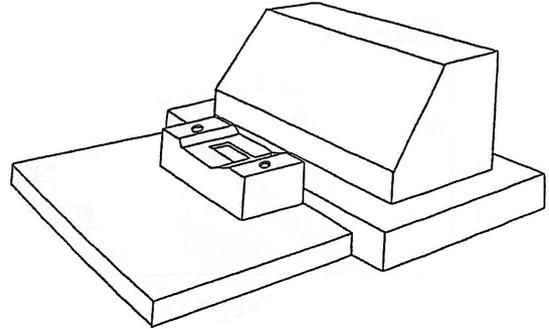
11 墓碑等の形態・規格

平和公園の墓碑等の形態および規格（規制芝生墓地）

1 墓碑等の形態（A墓域 6 m²）

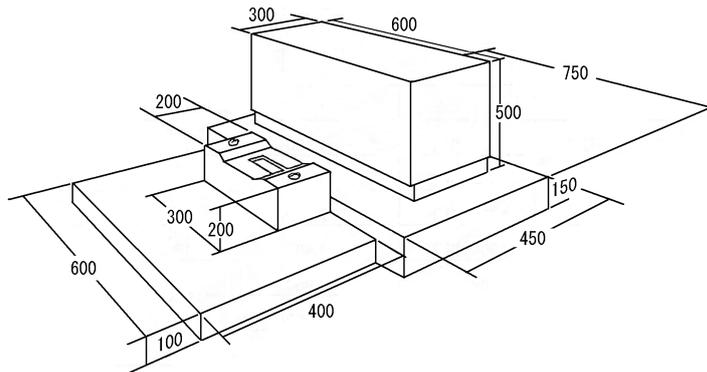
【対象区画（3区画）】

A-154 A-303 A-408

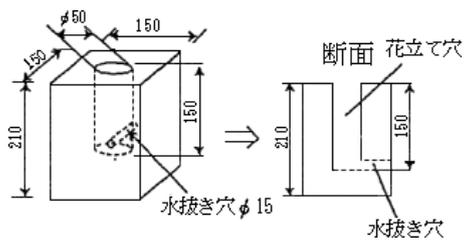


2 墓碑等の規格

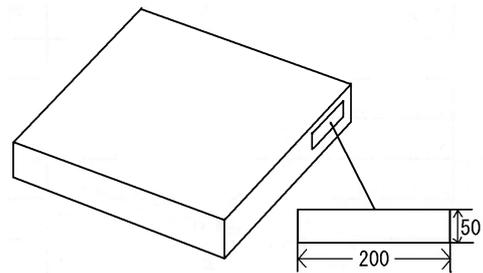
ア 墓碑・台石・香炉・香炉台



イ 花立て



ウ 台石（墓地番号）



備考

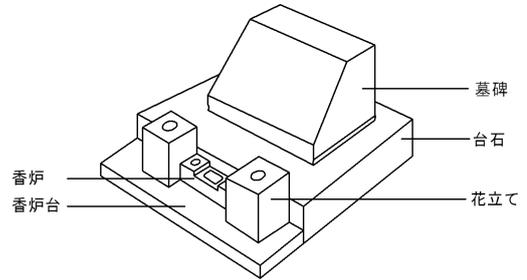
- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
 - 2 香炉、花立ておよび香炉台の設置は、任意とする。
 - 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦50ミリメートル、横200ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。例：A123の場合は123と彫刻。

平和公園の墓碑等の形態および規格（規制一般墓地）

- 1 墓碑等の形態（規制芝生4.5㎡、規制一般4㎡）

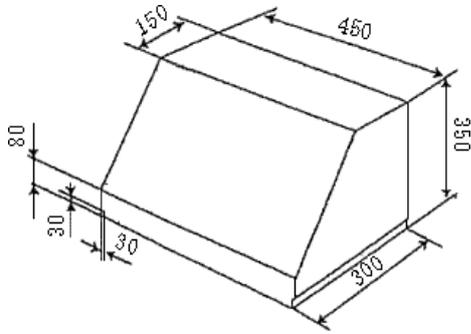
【対象区画（6区画）】

B-818 H-4264 K-7311
L-8209 M-9232 M-9276

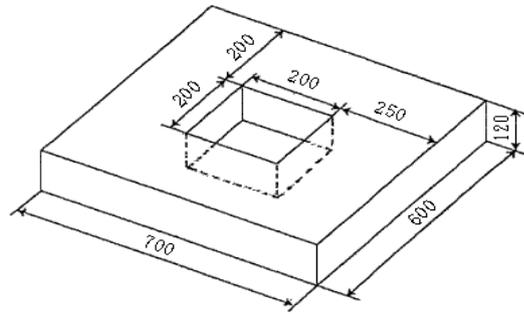


- 2 墓碑等の規格

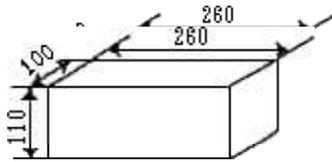
ア 墓碑



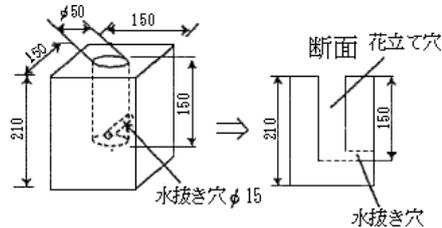
イ 台石



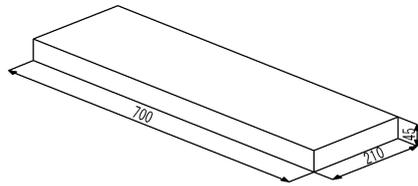
ウ 香炉



エ 花立て



オ 香炉台



備考

- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
 - 2 香炉、花立ておよび香炉台の設置は、任意とする。
 - 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦50ミリメートル、横200ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。例：A123の場合は123と彫刻。

平和公園の墓碑等の形態および規格（自由墓地）

【対象区画（2区画）】

C-38 C-2005

平和公園の自由墓地の規格制限については以下のとおりとなります。

- 1 墓碑及びこれに類する施設の高さは、カロートを埋設している状態から2.4mを超えないこと。
- 2 墓碑等を設置するときは縁石の内側10cm以上あけること。
- 3 納骨施設は墓所面積の2割以内とする。
- 4 植樹する場合は、高さ2m以内に整形し、隣接地又は通路に障害を及ぼさないこと。
- 5 規格によらなかった場合は、維持管理上必要な措置を命ずることがあります。

